

審 査 基 準

令和6年11月8日作成

法 令 名	風俗営業等適正化法
根 拠 条 項	第31条の23において準用する第7条の2第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要	法人の合併による許可証の書換え
原権者（委任先）	青森県公安委員会
法 令 の 定 め	風俗営業等適正化法施行規則第1条（書換え申請書の提出）、第85条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	14日
申 請 先	営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
問 合 せ 先	営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課又は刑事生活安全課
備 考	